

（第２－１関係）補足資料１５ 対象職員による最初の不適切な取扱いの時期

- 佐賀県警察により不適切と判断された対象職員によるＤＮＡ型鑑定１３０件のうち、最も早い時期に行われた不適切な取扱いは、平成２９年６月に行われたもの（分類表番号Ａ【Ⅰ－１①】１）であった。
- 特別監察では、不適切な取扱いがあった鑑定として新たに１１０件を認定したが、このうち最も早い時期に行われた不適切な取扱いは、平成２８年８月に行われたもの（分類表番号Ｂ【Ⅰ－１①】１）であった。
- したがって、対象職員により最も早い時期に行われた不適切な取扱いは、平成２８年８月に行われたもの（分類表番号Ｂ【Ⅰ－１①】１）であった。